越谷市看護師等就業支援助成金交付要綱

（目的）

第１条　市は、市内の看護師等の確保並びに移住及び定住の促進を図るため、市内医療機関等に新たに就業する看護師等に対し、予算の範囲内において越谷市看護師等就業支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

２　前項の助成金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　看護師等　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第３条に規定する助産師及び同法第５条に規定する看護師をいう。

⑵　医療機関　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院及び同法第１条の５第２項に規定する診療所をいう。

⑶　訪問看護ステーション　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第４項に規定する訪問看護又は同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８９条第２項の規定により同法第８８条第１項の指定があったものとみなされる事業所を除く。）をいう。

⑷　介護施設　介護保険法第８条及び第８条の２に規定するサービスを提供する事業所又は施設（当該介護施設を運営する法人が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の３に規定する老人福祉施設及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３８条に規定する保護施設を運営する場合にあっては、それらの施設を含む。）をいう。

⑸　障害福祉施設　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所又は施設若しくは児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する障害児入所施設をいう。

⑹　医療機関等　地方公共団体以外の者が設置する医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、障害福祉施設その他市長がこれらに準ずると認める施設及び事業所をいう。

⑺　就業基準日　就業支援金に係る第１０条の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）の日の属する年度の４月１日をいう。

⑻　継続就業基準日　就業基準日の翌年の４月１日をいい、継続就業支援金の交付を受けている者にあっては、当該継続就業支援金の交付を受けている年度の翌年度の４月１日をいう。

⑼　市内転入基準日　就業基準日の属する年の１月１日をいう。

⑽　奨学金　交付申請を行う者本人が借受人である看護師等の資格取得に関する奨学金であって、次に掲げるものをいう。

ア　独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ　埼玉県看護師等育英奨学金及び地方公共団体が貸与する奨学金

ウ　医療機関等が貸与する奨学金

エ　社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の教育支援資金

オ　アからエまでに掲げるもののほか、市長がこれらに準ずると認める奨学金

（助成金の種類及び額）

第３条　助成金は、次の各号に掲げる種類の区分に応じ、当該各号に定める額により交付する。

⑴　就業支援金　２００，０００円

⑵　継続就業支援金　１年度につき２００，０００円

⑶　市内転入支援金　１００，０００円

⑷　奨学金返還支援金　交付申請に係る年度における奨学金の返還予定額（１年度につき２００，０００円を上限）

（就業支援金交付対象者）

第４条　就業支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　就業基準日時点において市内に住所を有する者

⑵　市内転入基準日以後に市内に存する医療機関等（以下「市内医療機関等」という。）に就職した者

⑶　就業基準日時点において、市内医療機関等に看護師等として期間の定めのない雇用により週２０時間以上勤務する者であって、引き続き市内医療機関等に勤務することを予定しているもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就業支援金の交付の対象としない。

⑴　交付申請に係る市内医療機関等に就職した日以前２年以内の期間において市内に存する医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、障害福祉施設その他市長がこれらに準ずると認める施設又は事業所に看護師等として勤務していた者

⑵　同一系列医療機関等からの人事異動等により市内医療機関等に勤務することとなった者

⑶　就業基準日から１年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者

⑷　過去に助成金の交付を受けた者又はその交付の決定の取消しを受けた者

⑸　越谷市看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例（令和６年条例第２８号）による廃止前の越谷市看護師等修学資金貸与条例（平成２２年条例第２６号）による修学資金の貸与を受けた者（辞退した者を含

む。）及び貸与決定後取消しを受けた者

⑹　市内に居住の実態のない者

⑺　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第１４号）第３条第２項に規定する暴力団関係者

⑻　その他市長が不適当であると認める者

（継続就業支援金交付対象者）

第５条　継続就業支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、就業基準日から継続就業基準日まで継続して市内に住所を有し、かつ、前条第１項第３号に規定する勤務形態により市内医療機関等に勤務しているものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、継続就業支援金の交付の対象としない。

⑴　継続就業支援金の交付を４回受けた者

⑵　就業支援金の交付を受けた後に、相当期間にわたり休職等により業務に従事しない期間のある者

⑶　継続就業支援金の交付申請に係る年度の前年度に就業支援金又は継続就業支援金の交付を受けていない者

⑷　継続就業基準日時点において市内に居住の実態のない者

⑸　継続就業基準日から１年以内に、市内医療機関等を退職し、又は市外へ転出する予定がある者

⑹　前条第２項第７号に掲げる者

⑺　その他市長が不適当であると認める者

（市内転入支援金交付対象者）

第６条　市内転入支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、市内転入基準日以後に市内に転入し、引き続き市内に居住するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市内転入支援金の交付の対象としない。

⑴　過去に市内転入支援金の交付を受けた者

⑵　市内転入基準日の前日から１年以内の期間において市内に住所を有していた者

⑶　その他市長が不適当であると認める者

（奨学金返還支援金交付対象者）

第７条　奨学金返還支援金の交付対象者は、就業支援金の交付を受けた者であって、奨学金返還支援金の交付申請に係る年度内に、奨学金の返還を行うことを予定しているものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨学金返還支援金の交付の対象としない。

⑴　奨学金返還支援金の交付申請の日時点において、返還の猶予等により、当該交付申請に係る年度内に奨学金を返還することを義務付けられていない者

⑵　就業支援金の交付申請に際し、奨学金返還支援金の交付申請を行わなかった者

⑶　奨学金返還支援金の交付を５回受けた者

⑷　奨学金返還支援金の交付申請に係る年度において就業支援金又は継続就業支援金の交付の対象とならない者

⑸　その他市長が不適当であると認める者

（交付要望）

第８条　助成金の交付を初めて受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付した越谷市看護師等就業支援助成金交付要望書（第１号様式）を、市長に提出しなければならない。

⑴　市内医療機関等に就職する予定の日（次号において「就職予定日」という。）以前２年以内の期間において市内に存する医療機関、訪問

看護ステーション、介護施設、障害福祉施設その他市長がこれらに準ずると認める施設又は事業所に看護師等として勤務していないことを証明する書類

⑵　看護師等の免許証の写し又は当該免許を就職予定日までに取得する見込みであることを証明する書類

⑶　住民登録地における住民票の写し（市外在住者に限る。）

（交付の内定）

第９条　市長は、前条の規定による要望書の提出があったとき（以下「交付要望」という。）は、その内容を審査し、助成金の交付を内定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金内定通知書（第２号様式）により要望者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、内定すべき者が多数のときは、抽選により内定する者を決定する。

３　前２項の規定による内定は、第１項の規定により内定通知書が交付された日の直近の助成金の交付申請の期限の日（次条第１項の規定により市長が別に定める期日をいう。）まで、その効力を有する。

（交付申請）

第１０条　前条の規定による内定を受けた者並びに継続就業支援金及び奨学金返還支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、越谷市看護師等就業支援助成金交付申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　継続就業支援金及び奨学金返還支援金に係る交付申請は、当該支援金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

３　規則第５条第１項第２号及び第３号に掲げる事項は、記載することを要しない。

４　規則第５条第２項第１号から第３号までに掲げる事項に係る書類は、添付することを要しない。

5　規則第５条第２項第４号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次の各号に掲げる助成金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

⑴　就業支援金　次に掲げる書類

ア　看護師等の免許証の写し又は国家試験成績通知書の写し

イ　勤務証明書（第４号様式）

ウ　その他市長が必要と認める書類

⑵　継続就業支援金　次に掲げる書類

ア　勤務証明書

イ　その他市長が必要と認める書類

⑶　市内転入支援金　市長が必要と認める書類

⑷　奨学金返還支援金　次に掲げる書類

ア　奨学金の返還計画を証明する書類又は奨学金の返還実績を証明する書類

イ　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第１１条　市長は、就業支援金、継続就業支援金及び市内転入支援金について、規則第９条の規定により助成金の交付を決定し、規則第１６条第１項の規定により助成金の額を確定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金交付決定兼額確定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、奨学金返還支援金について、規則第９条の規定により助成金の交付を決定したときは、越谷市看護師等就業支援助成金（奨学金返還支援金）交付決定通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、助成金の不交付の決定をしたときは、越谷市看護師等就業支援助成金不交付決定通知書（第７号様式）により申請者に通知するもの

とする。

（交付の条件）

第１２条　就業支援金、継続就業支援金又は奨学金返還支援金の交付決定を受けた者は、就業基準日又は継続就業基準日から当該交付決定を受けた年度の末日まで継続して市内に住所を有し、かつ、市内医療機関等に勤務（交付決定に係る市内医療機関等を退職した日から１月以内に別の市内医療機関等に就職した場合における勤務を含む。）しなければならない。

（変更の届出）

第１３条　交付要望及び交付申請を行った者は、当該交付要望又は交付申請の内容に変更が生じたときは、越谷市看護師等就業支援助成金状況変更届（第８号様式）に、当該変更の内容を証明する書類を添付して、速やかに市長に提出するものとする。

（奨学金返還支援金に係る報告書の様式等）

第１４条　奨学金返還支援金に係る規則第１５条第１項の報告書の様式は、第９号様式のとおりとし、市長が別に定める期日までに、交付決定額の算定対象となった奨学金の返還実績を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。

２　前項の規定による実績報告書に基づき算定した奨学金返還支援金の額が、交付決定額を下回る場合は、その差額を返還しなければならない。

（休職等による申請延長申請）

第１５条　継続就業支援金の交付を受けようとする者が、２月を超える休職等（当該休職等に係る制度の有無や給与の支給の有無を問わず、就業しない状態が継続することをいう。）をするとき（継続就業支援金の交付を受けようとする年度内において、同一の事由により通算して２月を超える休職等をするときを含む。）は、休職等による申請延長（変更）申請書（第１０号様式）を市長に提出することができる。

（休職等による申請延長決定等）

第１６条　市長は、前条の規定による申請延長（変更）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、第５条第２項第３号の規定にかかわらず、継続就業支援金の交付申請を可能とする年度を延長することができる。

２　市長は、前項の規定による申請に対し、申請延長の決定をしたとき又は不決定としたときは、それぞれ休職等による申請延長（変更）決定（不決定）通知書（第１１号様式）により申請者に通知するものとする。

３　前項の規定による決定を受けた者は、休職等による申請延長（変更）申請書に記載した休職等の期間の経過後の次の年度において、継続就業支援金の交付申請を行うことができるものとする。ただし、休職等の期間が３年を超える場合は、この限りでない。

４　第２項の規定による決定を受けた者は、前条の規定による申請延長申請における休職等の期間に変更が生じたときは、休職等による申請延長（変更）申請書により速やかに市長に申請するものとする。

５　市長は、前項の規定による申請延長（変更）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、休職等による申請延長（変更）決定（不決定）通知書により申請者に通知するものとする。

（奨学金返還支援金に係る確定通知書の様式）

第１７条　奨学金返還支援金に係る規則第１６条第１項に規定する確定通知書の様式は、第１２号様式のとおりとする。

（交付決定の取消し）

第１８条　市長は、交付決定を受けた者が、規則第１９条第１項第１号から第３号までに該当するとき又は第１２条の規定による交付の条件に反すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第１９条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　市長は、交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。